

離婚訴訟の進行についてのお願い

令和5年3月

神戸家庭裁判所 人事訴訟係

離婚訴訟の円滑な進行のために、以下の点についてご協力をお願いいたします。

【準備書面について】

- 1 主張を裏付ける証拠がある場合は、その書証番号を記載してください。
- 2 準備書面をファックスで送信する場合、原則として同内容の書面のクリーンコピーを提出する必要はありません。裁判所から個別に提出のお願いをした場合にのみ、クリーンコピーを提出してください。

【書証について】

- 1 書証を提出する際は、証拠説明書もあわせて提出してください。
- 2 書証が複数のページにわたる場合は、ページ番号をつけてください。
- 3 同一の証拠番号で複数の書証が存在する場合には、書証番号に枝番号をつけてください。
- 4 書証の同一ページに複数の写真等がある場合は、写真に番号をつけてください。
- 5 外国語や判読しにくい文章には、訳文をつけてください。
- 6 書証をファックスで送信すると、判読し難くなりますので、できるだけ避けてください。特に写真は判読できる形で受信することは難しいですので、やむを得ずファックス送信する場合には、別途クリーンコピーの提出もお願いします。写真以外のファックスで提出した書証については、裁判所や相手方から個別に提出のお願いをした場合にのみ、クリーンコピーを提出してください。
- 7 録音データを提出する場合は、特殊なソフトを使用する必要があるものは避けてください。CDまたはDVDにコピーして提出し、別途録音反訳をつけてください。
- 8 書証は自身の主張を裏付けるのに必要な範囲に限定して提出してください。
- 9 財産分与や養育費の申立てがある場合、速やかな財産資料や収入資料の提出にご協力をお願いします。

正当な理由なく、自身の財産資料や収入資料を提出しない場合、他方当事者が主張する金額で認定がされる場合があります。

【調査囑託について】

- 1 調査囑託を行うか否かは早めにご検討ください。行う場合は、できるだけ同一の機会ですべての囑託申立てをしてください。

2 探索的な内容での調査囑託は採用することができません。

【尋問について】

限られた時間内で尋問の趣旨や意図が分かりやすくなるように、できるだけ陳述書を充実させ、尋問を行う事項は重要な事項に絞るようにしてください。

【書面の提出期限について】

書面の提出期限は必ず守ってください。やむを得ない理由で提出期限に提出ができない場合は、その旨速やかに裁判所にご連絡ください。

【郵便切手について】

原告と被告の間で提出書面の直送ができない場合などには、郵便切手の予納、追納が必要となる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

以上